

省令等の改正方式の変更（新旧対照表方式の採用）について

1. 経緯・趣旨

平成28年3月の閣僚懇談会において、河野太郎行革担当大臣（当時）が、国民の分かりやすさのために、新旧対照表方式（条文の中に新旧対照表を挿入する方式をいう。）による省令及び告示（以下「省令等」という。）の改正方式を紹介した。新旧対照表方式を採用することにより、従来の改め文を作成する必要がなくなることは、改正に係る行政事務の効率化にも資するものと考えられる。

このため、今後は文部科学省の所管する省令等の改正（他府省庁と共同のものを含む。）に当たり、原則として、新旧対照表方式により改正を行うこととする。

なお、法律及び政令の改正については、内閣法制局において検討中であるため、引き続き従来の改め文による方式（以下「改め文方式」という。）を用いる。

2. 新旧対照表方式による改正の方法について

（1）条文本文について（参考：別紙1）

条文本文は、後に掲げる新旧対照表における改正に係る記号の意味や改正事項を過不足なく表現するよう記載し、概ね次の節の組み合わせによって作成する。一つの改正法令において、複数の省令等を改正する場合は、各省令等について一条ずつ条立てする。

この方式によることが困難な場合としては、新旧対照表方式を用いた際に改正事項が複雑となるものが多く、改め文方式が適切な場合が考えられるため、省令等改正の各局・庁担当者においては、改正文を作成する前に従来の新旧対照表が完成した段階で、いずれの改正方式を用いるかを大臣官房総務課法令審議室の各局・庁担当審査官に相談すること。

- ① 字句を改める場合は次の一節を用いる。なお、「順次」は一条中に2以上の字句の改正がある場合に用い、改正対象の全条において1つのみの字句を改正する場合は、「順次」を入れない。

「改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、」

- ② 字句を加える（「〇〇」の下 [or 上] に「××」を加える）ことはできない。このため、直近の字句を改めることで字句を加える（「〇〇」を「〇〇××」に改める）。字句を削る（「××」を削る）ことも同様に、直近の字句を改めることで字句を削る（「〇〇××」を「〇〇」に改める）。

ただし書や後段等を加えたり、削ったりする場合も同様に、前段等の字句を改めることにより字句を加え、または削る。

- ③ 一つの規定中で2以上の字句改正をする場合であって、改正内容が順次対応していない場合は、傍線と破線枠囲いを用いて表現する。この場合、次の一節を用いる。なお、傍線部分又は破線枠囲い部分に、順次対応する改正事項がない場合は、「順次」の語を入れない。
- 「改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、」
- ④ 条、項、号等をずらす、削るもしくは加える場合には、冒頭に次の一節を用いる。
- 「改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、」
- ※「標記部分」とは、章、条、項、号、号の細分等ひとまとまりの規定の冒頭の「第〇章」、「第〇条」、「2」、「一」、「イ」等の部分をいう。
- ⑤ 条、項、号等をずらす場合には次の一節を用いる。単に規定をずらす条文操作は、改める文を用いる方が簡便であるため、改正方式について事前に審査官に相談すること。
- 「改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、」
- ⑥ 条、項、号等を削る場合には次の一節を用いる。
- 「改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、」
- ⑦ 条、項、号等を加える場合には次の一節を用いる。
- 「改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、」
- ⑧ 規定中の字句修正や字句の加除とともに、規定位置をずらす条文操作を行う場合は、①から③までと⑤を同時に行うこととなる。
- ⑨ 別表や様式等であって、新旧対照表方式を用いて官報掲載した場合に文字が極端に小さくなるものについては、それ以前までで新旧対照表部分を終了させた後に、別表や様式の全部を改める形式で改める（「次のように改める」方法によって操作する。）。
- ⑩ 一つの改正省令により複数の省令を改正する場合は、それぞれの省令ごとに条文本文及び新旧対照表を作成することになる。従来の新旧対照表において、改正法令ごとに新旧対照表を作成することと同様である。
- ⑪ 附則部分は条文本文によって作成する。

(2) 表（新旧対照表）について（参考：別紙2）

新旧対照表方式における新旧対照表は、改め文方式における参考資料としての新旧対照表とは、傍線の引き方等が異なるため留意すること。例えば、(1)⑤から⑦の場合は当該条等の標記部分に二重傍線を付す。

また、従来の新旧対照表において、(略) (新設) (削る) と表していたものについては、それぞれ [略] [条を加える。] [条を削る。] とし、表の最後に「備考 表中の [] の記載は注記である。」と記す。加えて、⑦の場合には、注意喚起のため、改正後欄に掲げる当該対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に注記として傍線を付するものとし、この旨を同様に備考に記す。

なお、省令についても e-Laws を用いて登録するようになるが、入稿を行う時点 e-Laws のシステムが新旧対照表方式における新旧対照表に対応できていなければ、従来の新旧対照表の形式で登録を行うこと。

(3) 法的効力を有する部分について

- ① 傍線等を付した改正部分とこれに対応する傍線を付した改正後の文言を表す部分。
- ② 標記部分に二重傍線を付してその規定の全部改正、移動、削除及び追加を表す部分。
- ③ 対象規定の改正前欄と改正後欄における対応関係及び規定の前後の位置関係。

3. 例外的に改め文方式を用いる場合について

新旧対照表方式は、国民への改正内容の分かりやすさの向上及び行政事務の効率化のために採用するものであるため、次のように同方式を採用するとかえって複雑化を招く改正等の場合は、従来の改め方式を用いる。

- ・条ずれのみで、新旧対照表を作る必要のない程度に軽易な改正。
- ・条を大きく移動させ、旧部分及び新部分に対応する部分に多くの空白が生じる改正。
- ・条の順序の見直しなどにより、旧部分と新部分の対応が判然とし難い改正。
- ・文字が詰まった様式の改正で、新方式で行うと官報掲載時に文字が潰れて見づらくなるおそれのある改正。
- ・一部改正省令の改正等、複雑な表を用いる必要がある改正。
- ・表の全部改正など、比較する必要がなく新旧を用いる必要性が低い改正。

その他、新旧対照表方式による改正が適切か疑問のある場合は、各局・庁担当審査官に相談すること。

○文部科学省令第 号

●●●法（平成×年法律第×号）第●条の規定に基づき、▲▲▲規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年 月 日

文部科学大臣 林 芳正

▲▲▲規則の一部を改正する省令

▲▲▲規則（平成×年文部科学省令第×号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又を破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(契約課の所掌事務)</p> <p>第九条 契約課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 地方航空局の行入札及び契約に関すること。</p> <p>二 国の直轄の事業の工事の検査に関すること。</p> <p>(管財調達課の所掌事務)</p> <p>第十条「略」</p> <p>第十一条 削除</p> <p>(空港部に置く課等)</p> <p>第十五条 空港部に、次に掲げる課を置く。</p> <p>一 管理運営課</p> <p>二 技術運営課</p> <p>三 空港経営改革調整課(大阪航空局に限る。)</p> <p>「号を削る。」</p> <p>(納付の方法)</p> <p>第二十条 手数料は、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙をはって納めなければならない。ただし、最高裁判所規則で定める場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもって納めることができる。</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>「条を加える。」</p> <p>(管財調達課の所掌事務)</p> <p>第九条「同上」</p> <p>第十条及び第十一条 削除</p> <p>(空港部に置く課等)</p> <p>第十五条 空港部に、次に掲げる課を置く。</p> <p>一 管理課</p> <p>二 関西国際空港・大阪国際空港課(大阪航空局に限る。)</p> <p>三 技術管理運営課</p> <p>四 機械課</p> <p>(納付の方法)</p> <p>第二十条 手数料は、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙をはって納めなければならない。</p>

附 則

この省令は、平成〇年〇月〇日から施行する。